

●対象となる「賞与」とは

賞与、期末手当、決算手当、その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支払いのものをいいます。なお、年4回以上支払うものは標準報酬月額（算定基礎届）の対象とされます。また、労働の対償とみなされない結婚祝金などは対象外です。

●「標準賞与額」とは

実際に支払われた賞与額（税引き前の総支給額）から1,000円未満を切り捨てた額が「標準賞与額」です。

「標準賞与額」に健康保険および介護保険（40歳以上65歳未満）の保険料率をかけた額がその賞与にかかる保険料額となります。

保険料は、事業主と被保険者が折半で負担します。標準賞与額の上限は、年度の累計額573万円（年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで）です。

●健康保険の年間上限額（573万円）とは

当健康保険組合の被保険者期間中に、同一年度内で転職・転勤等により複数の被保険者期間があり、それぞれの被保険者期間中に決定された標準賞与額の累計額が573万円を超える旨の申し出が被保険者よりあった場合は、事業主を通じて「健康保険標準賞与額累計申出書（※）」（ホームページからダウンロードできます。）を当健康保険組合に提出してください。

※同一年度内における被保険者資格の喪失・取得（転職・転勤等）がなく、被保険者資格が継続している場合は、累計額が573万円を超えても申出書の提出の必要はありません。

●資格取得・資格喪失月の賞与の取扱について

資格取得月（資格取得日以降）に支払われた賞与は保険料の対象となりますが、資格喪失月に支払われた賞与は保険料の対象となりません。ただし、資格喪失日前日までに支払われた賞与は、賞与額は標準賞与額の年度累計にカウントすることになりますので、保険料は発生しませんが賞与支払届の提出が必要です。

なお、資格取得と同月に資格喪失した場合は、資格取得日から資格喪失の前日までに支払われたものであれば、賞与支払届の提出が必要であり、保険料の対象となります。

●産前産後休業・育児休業中の賞与の取扱について

産前産後休業、育児休業による保険料免除期間中に支払われた賞与については、標準賞与額にかかる保険料も免除となりますが、賞与額は標準賞与額の年度累計にカウントすることになりますので、賞与支払届の提出が必要です。

【「賞与支払届」「賞与不支給報告書」記入上の注意】

●記入は全て黒のボールペン等で記入してください。消せるタイプのボールペンや鉛筆は使用できません。

【賞与支払届の記入例】

④「賞与支払年月日」(共通)欄

賞与支払年月日を記入します。なお、記入した支払年月日と違う日に賞与を支払った被保険者がいる場合は、対象被保険者(1~10)欄の④にそれぞれ賞与支払年月日を記入してください。

※2部以上提出をする場合は、2部目以降にも必ず記入してください。

提出者記入欄		健康保険 被保険者賞与支払届		社会保険労務士記載欄	
令和 年 月 日 提出	事業所整理番号 650-000	被保険者氏名	生年月日	賞与額(千円未満は切捨て)	備考
事業所所在地 兵庫県神戸市中央区○○町○-○-○	事業所名称 株式会社○○○○	代表取締役社長 ○○ ○○	賞与支払年月日 9.令和 03 07 01	賞与額(千円未満は切捨て) 030701	備考
事業所番号 000 (000) 0000	代表取締役社長 ○○ ○○	代表取締役社長 ○○ ○○	賞与支払年月日(共通) 9.令和 03 07 01	賞与額(千円未満は切捨て) 030701	備考
①年令	②保険証	③被保険者氏名	④生年月日	⑤賞与額(千円未満は切捨て)	⑥備考
1	1	建築 一郎	531年09月25日	785.000 0 785	⑦1.70歳以上被用者 2.二以上勤務 3.同一月内の賞与合算(初回支払日:)
2	2	建築 二郎	535年04月02日	0 0 0	⑦1.70歳以上被用者 2.二以上勤務 3.同一月内の賞与合算(初回支払日:)
3	3	健康 花子	538年11月30日	695.300 0 695	⑦1.70歳以上被用者 2.二以上勤務 3.同一月内の賞与合算(初回支払日:)
4	4	建築 三郎	541年07月09日	589.100 0 589	⑦1.70歳以上被用者 2.二以上勤務 3.同一月内の賞与合算(初回支払日:)
5	5	建築 四郎	552年10月01日	515.500 0 515	⑦1.70歳以上被用者 2.二以上勤務 3.同一月内の賞与合算(初回支払日:)
6	6	神戸 太郎	557年12月17日	441.800 0 441	⑦1.70歳以上被用者 2.二以上勤務 3.同一月内の賞与合算(初回支払日:)
7	7	神戸 次郎	562年10月15日	0 0 0	⑦1.70歳以上被用者 2.二以上勤務 3.同一月内の賞与合算(初回支払日:)
8	8	神戸 三郎	701年01月30日	361.200 0 361	⑦1.70歳以上被用者 2.二以上勤務 3.同一月内の賞与合算(初回支払日:)
9	9	健康 さくら	703年08月22日	287.700 0 287	⑦1.70歳以上被用者 2.二以上勤務 3.同一月内の賞与合算(初回支払日:)
10	10	神戸 四郎	705年03月03日	250.600 0 250	⑦1.70歳以上被用者 2.二以上勤務 3.同一月内の賞与合算(初回支払日:)

③「生年月日」欄

昭和生まれは「5」、平成生まれは「7」、令和生まれは「9」に続き、生年月日が印字されています。追加記入する場合は、元号の数字を含め記入してください。

⑤「賞与支払額」欄

㊦「通貨」欄(左側)

通貨で支払われた賞与額を総支給額で記入してください。

㊧「現物」欄(右側)

食事、住宅、被服などの通貨以外のもので支払われたものについて、都道府県ごとの標準価格により算定した額を記入します。支払がなかった場合は0円と記入してください。

⑥「賞与額」欄

㊦および㊧の合計額から、千円未満を切り捨てた額を記入します。例えば、515,500円の場合は「515」と記入します。

⑧「備考」欄

1から3に該当する場合は、○で囲んでください。
3に該当する場合は、初回に支払われた日を記入してください。

※厚生年金分は、日本年金機構から送付される届書等で、直接管轄の事務センターまたは年金事務所へご提出ください。

【賞与不支給報告書の記入例】

「事業所記号」欄
必ず記入してください。

健康保険 賞与不支給報告書

常務理事	事務長	課長	係

令和 3 年 7 月 5 日 提出

提出者記入欄	事業所番号	9 9 9
	事業所所在地	〒 650-0000 兵庫県神戸市中央区〇〇町〇-〇-〇
	事業所名称	株式会社 〇〇〇〇
	事業主氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇
	電話番号	000 (000) 0000

受付印
社会保険労務士記載欄
氏名等

・この報告書は、賞与支払予定月に賞与の支給がなかった場合に提出してください。
(賞与支払予定月に報告書の提出がない場合、後日、提出勸奨のお知らせが送付されます。)

賞与支払情報	賞与支払予定年月	9. 令和 3 年 6 月
	① 賞与支払年月	9. 令和 0 3 0 7
	② 支給の状況	1. 不支給

①「賞与支払年月」欄必ず記入してください。
(賞与の支払をしなかった年月を記入します。)

・従前の賞与支払予定月を変更する場合は以下③も記入してください。

変更	③ 賞与支払予定月の変更	0 7 1 2	賞与支払予定月変更前	0 6 1 2
----	--------------	---------	------------	---------

③「変更後の賞与支払予定月」欄

現在の賞与支払予定月に変更がある場合のみ記入してください。

記入方法

提出者記入欄

- ①賞与支払年月 : 予定していた賞与支払を行わなかった年月をご記入ください。
- ②支給の状況 : 記入の必要はありません。
- ③賞与支払予定月の変更 : 今後の賞与支払予定月が、現在登録されている賞与支払予定月と異なる場合や、賞与支払予定がなくなった場合にご記入ください。

【記入例1】 賞与支払予定月を「7月」「12月」から「8月」「12月」に変更する場合

※変更後の支払予定月を記入してください。

変更	③ 賞与支払予定月の変更	0 8 1 2	賞与支払予定月変更前	0 7 1 2
----	--------------	---------	------------	---------

【記入例2】 賞与支払予定がなくなった場合

※変更後の予定月に全て「00」を記入してください。

変更	③ 賞与支払予定月の変更	0 0 0 0	賞与支払予定月変更前	0 7 1 2
----	--------------	---------	------------	---------

※賞与の支払いがなかった場合には、必ず「賞与不支給報告書」で【不支給】であったことの届出をしてください。